

検証・評価・企画委員会
(産業財産権分野(第1回)・コンテンツ分野(第2回)合同会合)

日 時：平成30年11月26日(月) 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、渡部座長、相澤委員、石川委員、江村委員、大崎委員、小川委員、梶原委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、杉光委員、瀬尾委員、高倉委員、長澤委員、日覺委員、土生委員、早川委員、林委員、福井委員、堀委員、宮島委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、正木委員代理、吉羽委員代理

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、岸本参事官、仁科参事官、高本企画官

1. 開会

2. 議事

- (1) 「知的財産推進計画2018」の取組状況について
- (2) 「知的財産戦略ビジョン」及び最新の検討状況について
- (3) 今後の検討体制について
- (4) 意見交換

3. 閉会

○中野参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（産業財産権分野（第1回）・コンテンツ分野（第2回）合同会合）」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、平成25年10月25日に知的財産戦略本部長決定により開催されることになりました有識者会議でございます。本年6月に策定いたしました「知的財産推進計画2018」の検証及び次期計画の策定に向けて皆様の御知見を賜れればと考えております。よろしくお願い申し上げます。

初めに、配付資料を御確認いただきたいと思っております。

お手元に議事次第、座席表、委員名簿、資料1～5、参考1～5があるかと存じます。不備がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思っております。

マイクの使い方について御説明いたします。

皆様の前にタッチパネルがあるかと思っております。御発言される際には、タッチパネルのマイクオンをつけていただき、発言が終わりましたらタッチパネルでオフにいただければと思っております。また、タッチパネル使用不可となっている席もあろうかと思っております。こちらの委員の方にはハンドマイクを用意しておりますので、そちらを御利用いただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、新しいサイクルでの最初の合同会合となりますので、本日御出席の委員の皆様を御紹介したいと思います。また、委員名簿につきましては、皆様のお手元にお配りしておりますので、御参照いただければと思っております。

私の左のほうから、相澤英孝委員でございます。

石川和子委員です。

江村克己委員です。

大崎洋委員です。

今回、新しく委員に御就任いただきました小川晋一委員です。

新しく委員に就任されました梶原ゆみ子委員でございます。

川上量生委員でございます。

喜連川優委員でございます。

新しく委員に御就任いただきました久貝卓委員でございます。

小林善光委員の代理として、本日、正木泰子様を御出席をいただいております。

新しく委員に御就任いただきました杉光一成委員です。

瀬尾太一委員です。

高倉成男委員です。

長澤健一委員です。

中村伊知哉委員です。

日覺昭廣委員です。

野間省伸委員の代理といたしまして、本日は吉羽治様に御出席をいただいております。
土生哲也委員です。

新しく委員に御就任いただきました早川英樹委員です。

林いづみ委員は本日出席いただく予定ですが、少しおくれております。

福井健策委員でございます。

堀義貴委員です。

宮島香澄委員です。

山田理恵委員です。

山本貴史委員です。

渡邊敬介委員です。

渡部俊也委員です。

ありがとうございました。

続きまして、本委員会の座長に御就任いただきました渡部委員、中村委員から御挨拶を頂戴したいと存じます。

まず渡部委員からお願いいたします。

○渡部座長 引き続き産業財産権担当の座長を務めさせていただきます渡部でございます。

本部会合は6月30日であったと思いますが、大体今の時期ですと、そのときつくった施策がうまくいっている、いっていない、もう少しこうしないと、ということで毎年毎年、目先のことをやっている感じがあるところもあったわけですが、ことしは知財戦略ビジョンという少し先を見た施策をやりましたので、それを背景として、より効果的、積極的な議論ができるのではないかと期待をしております。よろしくをお願いいたします。

○中野参事官 ありがとうございました。

中村委員、お願いします。

○中村座長 ここ数年の急激なテクノロジーの波の中で第4次産業革命とかSociety5.0などと言われてはいますが、特にデータの扱いが国家的な課題になってきました。それはアメリカのGAFaあるいはEU、中国との関係が重要問題になってきているということで、我が国のスタンスも問われているところですが、だからこそ、この産業財産権分野とコンテンツの分野が共同で戦略を練らなければいけないという場面になっているかと思えます。これまで以上に国家戦略という観点が問われると思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○中野参事官 ありがとうございました。

林いづみ委員がいらっしゃいましたので、御紹介したいと思います。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。ここからの議事進行につきましては、中村座長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○中村座長 では、きょうは私が担当いたします。

議事に入りますが、まず「知的財産推進計画2018」の各施策の取り組み状況に移りたいと思います。事務局で2018に盛り込まれた各施策の実施状況について、関係府省からの資料の提供、ヒアリングなどを踏まえた整理をしてもらっていますので、その説明をお願いします。

○仁科参事官 まず私、参事官の仁科のほうから説明させていただきたいと思います。

委員の皆様のお手元にございます資料1「『知的財産推進計画2018』の各施策の取組状況」というペーパーを使いまして順に説明をさせていただきます。

私のほうからは産業財産権分野に関する事項を説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、ページ番号1番をごらんください。

今回の推進計画2018の最初の項目、いわゆる一丁目一番地の項目でございますけれども、「知財のビジネス上の価値評価」という施策を実施しております。

下のほうに「関係府省の主な取り組み」という欄がございますので、こちらにございます片括弧の番号を特定しながら説明をさせていただきます。

まず1)、こちらは私ども内閣府の取り組みでございますが、「経営デザインシート」を5月に公表後、このシートの考え方を説明するセミナー等を全国で開催されまして、今後も開催の予定でございます。また、地方銀行におきまして、取引先の支援に同シートを活用されるという取り組みも始まっておりまして、今後も金融機関における普及啓発を実施してまいります。

また、この啓発のための専用ウェブサイトの設置もしておりますし、この「経営デザインシート」を策定しましたタスクフォースにつきましては今年度も開催しておりまして、引き続き検討を進めていくという形でございます。

次に2)でございますけれども、金融庁でもセミナー等を通じまして、金融機関に対し、「経営デザインシート」の考え方の周知に取り組んでいただいております。

また3)でございますけれども、経済産業省のほうでも「知的資産経営WEEK」あるいはローカルベンチマークの会合、事業承継フォーラム等を通じまして、この「経営デザインシート」の普及啓発活動を行っていただいております。

次にページ2番でございます。

「デザイン経営によるイノベーション創出及びブランド構築の促進」でございます。

1)のところでございますけれども、意匠制度のあり方につきまして、今、特許庁において検討を進めておりまして、次期通常国会への法案提出を視野に報告書の取りまとめをする予定でございます。

2)でございますけれども、デザイン経営を取り入れて成功しておられる企業につきまして事例集を公表しておりますが、今後、この改訂版を作成する予定でございます。また、高度デザイン人材の具体像ですとか、各人材に求められるマインド、スキル、カリキュラム等をガイドラインとして取りまとめる予定でございます。

次に、ページ3番にお移りください。

「地方・中小・農業分野の知財戦略強化支援」でございます。

1) のところでございますけれども、中小企業の皆様を対象としまして、特許料の半減制度を導入しておりますが、この周知活動を行っております。また、軽減申請手続の簡素化に向けまして、軽減対象であることの証明書類をなくす方向で検討しております。

次、飛ばしまして3) でございますけれども、知財ビジネス評価書の作成支援。これは220件ほど公募しております、金融活動で御活用いただくということになっております。

4) でございますけれども、種苗法の運用につきまして、侵害の立証の適正化や権利範囲の明確化に向けた検討を実施しております。

5) でございますけれども、植物品種の海外流出が問題になっております関係で、海外で育成者権の取得を支援するとともに、総合的な海外流出防止対策に農水省のほうで取り組んでおります。

6) でございますけれども、日EU・EPAの発効に伴いまして、高いレベルでの地理的表示を保護するため、GI法の改正案を今臨時国会に提出しているところでございます。

4ページに移りまして、9) でございますが、昨年度、経済産業省のほうでデータ契約のガイドラインを取りまとめたところでございますけれども、今年度は農業分野におけるデータ契約のガイドラインを農林水産省のほうで検討いただいております、10月にパブリックコメントを開始しているところでございます。

次に、5ページにお移りください。

「知財創造教育・知財人材育成の推進」でございます。

1) でございますけれども、ことしの7月に第4回の知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会を開催しております。この開催後、9月には知財創造教育で活用できる教育プログラム集を検索機能を備えるような形で公表しております。

2) でございますけれども、知財創造教育の地域コンソーシアムの取り組みにつきまして、今年度は昨年度の4地域から8地域に拡充するような形で実施しております。

4) でございますけれども、この知財創造教育を実践できるようにするため、教職員の方あるいは教職員を目指す学生向けの教材の作成を行っているところでございます。

次、8ページ目まで飛んでいただきたいと思います。

「オープンイノベーションの加速」という施策でございますけれども、1) のところでございますが、後ほど今後の検討体制のところでは御説明させていただきますが、この検証・評価・企画委員会のもとに新しいタスクフォースを設置しまして、実質的なオープンイノベーションを促進するための課題等について検討させていただく予定でございます。

2) でございますけれども、SDGsを推進する上での課題とニーズをマッチングさせられるような知的資産プラットフォームの構築に向けまして、現在、関係省庁との検討を行っているところでございます。

3) でございますけれども、文部科学省のほうでTL0の広域化・ネットワーク化に向けた取り組みを行っておられます。

少し飛びますけれども、7) のところがございますが、9 ページにまたがって記載しておりますが、宇宙産業における知的財産戦略の策定に向けまして、今、経済産業省及び内閣府のほうで検討を行っているところがございます。

次に10ページ目でございます。「ベンチャー支援」という施策でございます。

1) のところがございますが、特許庁のほうにて、ことしの7月より、ベンチャー企業向けのスーパー早期審査及び面接活用早期審査の運用を開始しております。

また、3) のところがございますけれども、創業期のベンチャー企業に対しまして、専門家からなるチームを派遣し、知財戦略の構築支援を行うという取り組みが今、行われております。

4) のところがございますが、大学がその大学発のベンチャー企業に対して実施した業務の対価を新株予約権として取得できる旨、それを明示した通知を文部科学省のほうで行っておりますけれども、この周知を引き続き行っております。

また、これに関連しまして、経済産業省のほうでは5) のところがございますけれども、新株予約権の取得等に関する手引きを策定すべく委員会を設置しまして、来年3月に取りまとめの予定というようになっております。

次に、ページ番号は13番まで飛んでいただきたいと思います。

「ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールデザイン」でございます。

1) のところがございますけれども、「国際標準獲得に向けた官民連携会議」をこれまでに6回ほど開催しておりまして、現在、Society5.0の国際標準化に向けた検討を行っております。

また、2) のところがございますけれども、改正法が成立しました工業標準化法につきまして、来年7月の施行に向けて必要な運用環境の整備に現在取り組んでおります。

次に、14ページ目にお移りください。

「知財システムの基盤強化」でございます。

2) のところがございますけれども、海外特許庁と連携して国際調査報告を作成するためのPCT協働調査試行プログラムがこの7月から申請の受付を開始しております。

また3) でございますけれども、特許庁において人工知能技術を行政に活用するという取り組み、アクション・プランを策定しておりますが、そのための実証事業を現在実施しております。

6) でございますけれども、策定いたしました標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにつきまして、引き続き周知活動を行っております。

次、ページをめくりまして7) でございますけれども、平成30年度の特許法改正により導入されます証拠収集手続に関する制度につきまして、周知活動を現在行っております。

9) でございますけれども、民事裁判手続のIT化に関しまして、平成31年度中の法制審議会への諮問を視野に検討を行っておりまして、現在、そのための調査を行っているところでございます。

なお、委員の皆様のお手持ちの資料、15ページ目の8)のところ、平成の後に「年」が抜けておりますけれども、平成30年4月でございます。恐れ入りますが、追記をお願いいたします。

次に16ページ目でございます。

「データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化」でございます。

1)でございますけれども、不正競争防止法が来年7月に施行されますけれども、それに向けましてガイドラインを策定・公表する予定となっております。

また、2)でございますけれども、昨年度、経済産業省のほうでデータ契約のガイドラインver.1が策定されておりますが、本年6月にver.2に当たります「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」が公表されております。

3)でございますが、ことしの6月に情報信託機能の認定に係る指針のver.1が取りまとめられております。

また、これに関連しまして、4)のところでございますけれども、情報銀行等の実装の加速化に向けた課題の抽出及び論点整理を行うため、7月に「データ流通・活用ワーキンググループ」が設置されまして会合を開催しております。こちらにつきましては、平成31年度初めをめぐりに取りまとめを行う予定となっております。

次に6)でございますけれども、保健医療ビッグデータの利活用促進のために、厚生労働省のほうに大臣を本部長としますデータヘルス改革本部が設置されておまして、平成32年度をめぐりに8つのサービスの提供を目指しまして、実証の事業ですとかシステムの構成、法的措置等の検討が行われているところでございます。

私のほうからは以上でございます。引き続きコンテンツ分野につきまして説明させていただきます。

○岸本参事官 引き続きまして、コンテンツ分野会合の関連部分の進捗状況について御説明させていただきます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

「コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立」ということで、消費動向や推進環境の変化を捉えた戦略あるいはコンテンツ産業の持続的発展のために製作環境の整備やブロックチェーン技術等の新技術の活用による著作物の管理・利益配分の仕組みの構築が必要ということが計画の中に盛り込まれておりましたけれども、関連する取り組みといたしまして1)のところをごらんいただきたいと思います。経済産業省のほうでクリエイターを中心としたグローバルコンテンツエコシステム創出事業といたしまして、例えばクラウドファンディングなどの多様な資金調達に向けたコンテンツ制作ですとか海外プロモーションなどの費用の補助をやっておりますし、また、世界同時展開を行うコンテンツのローカライズ費用の補助というのも実施しております。

また2)のところでございますけれども、「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」といたしまして、総務省のほうで放送コンテンツを制作する民間事業者とその他の観光業、

地場産業、自治体等の関係者が協力をして放送コンテンツを制作、発信する取り組みというのを支援しております。

その下、4)のところをごらんいただきたいのですが、こちらは経産省のほうですけれども、ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツビジネスのシステムに共通して必要となる基礎的な機能についての調査を実施しておりますし、また、想定されるブロックチェーン技術の活用モデルについても検討をしております。

その下、5)ですけれども、これは文科省の取り組みでございますが、「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」ということで、音楽の分野について権利情報の集約、一括検索機能の充実を行うとともに、この事業のプラットフォームに権利処理機能の実装をすることや新しい技術を活用することの可能性ということについての検討も行っております。

次に12ページ「模倣品・海賊版対策」なのですが、模倣品・海賊版対策といたしましては、引き続き厳正な取り締まりを実施するとともに、本年4月に知財本部・犯罪対策閣僚会議において決定されました緊急対策を踏まえまして、民間の取り組みを支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化するとされておりました。

これに関する取り組み状況なのですが、1)のところがございますように、検証・評価・企画委員会のコンテンツ分野会合の下にインターネット上の海賊版対策に関する検討会議を設置いたしまして、6月から10月にかけて総合対策について検討を行いました。この検討状況につきましては、両座長のほうから検証・評価・企画委員会、10月30日に開催された会合でございますけれども、そちらのほうに報告をしております。

また、その下の3)ですけれども、この海賊版対策の総合対策の中の1つでもございまして、リーチサイト対策につきましては、かねてから文化審議会において検討されておりましたが、この9月に法整備を行うことが適当という方向性が取りまとめられたところでございます。

また、違法にアップロードされた静止画のダウンロードの違法化につきましても10月の末から検討が開始されたところでありまして、こちらにも速やかな法案提出を目指して検討が続けられているところでございます。

その下の4)なのですが、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版についての厳正な取り締まりということですが、権利者からの被害状況の把握、意見の集約、プラットフォーム等との関係事業者等へのヒアリングを実施しながら、今年度中をめどに今後の方向性についての検討・整理を行うこととしております。

5)ですけれども、これは文科省のほうで、著作権に関する普及啓発事業といたしまして、教職員向けの講習会での著作権についての講義ですとか著作権学習教材の普及を行うほか、著作権法の改正を踏まえた著作権学習教材の更新・改修、次期学習指導要領の方向性に沿った著作権教育のための教材の検討・作成などを実施しております。

少し飛んでいただきまして、18ページ目「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応し

た著作権システムの構築」ということでございます。

さきの通常国会で柔軟な権利制限規定などを内容といたします著作権法の改正法というのが成立したところでございますけれども、引き続き技術動向等を注視して、法の適切な運用環境の整備や新しい著作権システムに関する検討を行うということが盛り込まれております。

これに関連しまして1)のところで、文科省でございますけれども、著作権者不明等の場合の裁定制度について、利用円滑化のための利用者負担の軽減の方策についての実証事業というのを継続しております。

少し飛んでいただきまして5)のところでございますけれども、「私的録画に関する実態調査」といたしまして、こちらも文科省ですが、私的録音録画補償金制度の制定当時から現在までの視聴環境の変遷等に関する調査を行いまして報告書をまとめる予定となっております。

また、文化審議会において、私的録音に焦点を当てたクリエイターへの対価還元手段についての検討を踏まえまして、具体的な制度設計に向けた検討というのをやっているところでございます。

その下、教員・教育機関間の教育目的での教材の共有につきまして、授業の過程における著作物の公衆送信に関するライセンス環境の整備・充実に向けまして、具体的な検討を推進しております。

20ページをごらんいただきたいのですが、「ロケ撮影の環境改善」でございます。

主な取り組みといたしましては、これまでに引き続きまして各種のフィルムコミッションを持っているロケーション関係情報のデータベースというものを運営しまして、国内外への情報提供を継続する予定でございます。

また2)のところでございますけれども、ロケ環境改善のための官民連絡会議の昨年度の間とりまとめの方向性に従いまして、海外の映像作品のロケーション誘致につきまして、実際に誘致を行って見た上での効果の検証・実証調査を行うことを考えております。

21ページ目「デジタルアーカイブ社会の実現」でございますけれども、来年の1月をめぐるといたしておりますが、分野横断型統合ポータル「ジャパンサーチ」の試験版の公開に合わせまして、その機運醸成を図るためということで広報・説明イベントであるフォーラムを2月に開催する予定となっております。

また3)のところでございますが、その「ジャパンサーチ」試験版の一般公開に向けまして、ことしの7月初めに関係者限りで試験版を公開しております。そして、連携機関によるデータの登録を開始しております。

その下、4)のところでございますが、分野横断した関係者を集めた委員会というのを開催しております。デジタルアーカイブの利活用モデルの検討ですとか各分野・地域におけるつなぎ役の役割の明確化、望ましい権利表記のあり方などを初めとするデジタルアーカイブジャパンの構築上のいろいろな課題の取り組み、推進策について検討を行ってお

ります。

また、9) のところをごらんいただきたいのですが、公文書分野については国立公文書館、書籍分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター、映画・ゲーム・アニメーションなどのメディア芸術分野は文化庁、経産省、文化財については文化庁、自然史・理工学分野の国立科学博物館、人文学分野の人間文化研究機構において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定ですとか共通メタデータフォーマットを踏まえた分野ごとのメタデータ形式の標準化などのいろいろな方針の策定、また、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化などを実施しているところでございます。

コンテンツ分野会合の関連部分につきましては以上でございます。

○高本企画官 続きまして、クールジャパン戦略の関連部分でございます。

クールジャパン戦略の関連につきましては、6 ページ、7 ページ、19 ページと 3 つございます。

まず 6 ページでございますけれども、「クールジャパン人材の育成・集積」につきましては、クールジャパンの創出や展開を担う人材育成を着実に実行する必要があるとございます。クールジャパンの優良顧客ですとかインフルエンサーとして需要サイドを支える外国人については、「日本ファン」ですとか長期滞在する消費能力の高い外国人をふやす方策について検討してまいります。

関係省庁の具体的な取り組みでございますけれども、まず 1) でございますが、内閣府、法務省、経産省の取り組みですが、ファッション分野の高度外国人材が「高度人材ポイント制」を活用しやすくなるよう、世界的なファッションのアワードを「高度人材ポイント制」の加算対象として追加する方向で検討しております。

2) でございますけれども、地域のクールジャパン資源を発掘し、効果的に発信・展開できる人材を戦略的に育成し活用するための先進事例の創出に向けた実証調査を実施しております。

3) でございますが、専門職大学設置基準の制定等によりまして、産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施、実務家教員の積極的な任用、社会人などの多様な学生の受け入れなどを進めております。

4) でございますが、地域プロデュース人材の育成のために、高等教育機関においてクールジャパンの関連の分野の分類別に共通するカリキュラムの特色や先進的な取り組みの調査を行い、必要な能力について整理を行うとともに、地域プロデュース人材の効果的な育成のための実証調査を行って先進事例の創出を目指しております。

5) でございますが、知財戦略ビジョンにおいて日本に愛着や帰属意識を持つ外国人を集積させるための仕組みを構築することが盛り込まれておりますので、これを踏まえて関係省庁と民間団体の取り組み等について意見交換、ヒアリングを行っております。

続きまして、7 ページ「地方のクールジャパン資源の発掘・創出・展開」でございます

が、これは都市のシーズや人材を地方が受け入れて、地方のシーズ・ニーズと組み合わせることで相乗効果を発揮し、効果的に地域の魅力を創出・編集し、商品やサービスとして展開していくことを目指しております。

具体的な主な取り組みでございますけれども、1) ですが、地方におけるクールジャパン資源の発掘・発信のために、クールジャパンの担当の政務が、地方の有識者とともに地域における海外展開の成功事例や課題について議論を行って、地域のさまざまな魅力を一体的に発信していく方策について議論を行っております。

2) でございますが、地域のクールジャパン資源を発掘し、それを集積・編集して新たな価値を付与することを通じて、海外で受け入れられるような「商品」にするようなプロデュースできる人材を効果的に育成することが重要でございます。そのために、この地域プロデュース人材を効果的に育成するための育成手段などについて実証調査を行い、先進事例の創出を目指しております。

3) でございますが、これは経済産業省の取り組みですが、クールジャパン商材の掘り起こしと外部人材の活用による商材の磨き上げの強化の支援を行うとともに、伝統工芸などの産地への観光客の誘致・海外販路の開拓などを後押しするために、各産地にデザイナー等の外部人材を招聘する取り組みを行っております。

続きまして、ページが飛びますが、19ページでございます。

「クールジャパン戦略の持続的強化」ということで、訪日外国人の急速な増加など、日本への関心が高まる中、マーケットイン（顧客ニーズをすくい取る発想）の観点から、より多くの外国人に、より高い付加価値を持って日本を消費していただくことを目指すことが重要でございます。

このような観点から、例えばですが1)、これは内閣府でございますが、「日本語り抄」や「クールジャパンの再生産のための外国人意識調査」等の調査の結果をさまざまな場で周知・展開を行って戦略的な展開を行っております。

2) でございますけれども、訪日外国人旅行者が地域を訪れた際に、観光資源の解説文が乱立していたり表記が不十分といった問題がございまして、こういった問題を解決するために観光庁が関係省庁と連携いたしまして、多言語解説の専門人材のリスト化を初めて行い、派遣体制の構築ですとか、解説文作成の支援を行って、旅行者にとってわかりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な解説文を整備しております。

3) クールジャパン機構につきましては、新たな経営体制のもと、マーケットインの観点から「現地パートナー重視」の方針のもと、投資を実施しております。

最後でございますが、4) 日本食への関心の高まりなどがございまして、全国各地の多様な農林水産物・食品、あるいはそれを支える農林水産業、食文化、景観等の魅力を発掘し、こうした地域特有のストーリーを海外に発信する取り組みを支援しております。

以上でございます。

○中野参事官 続きまして、平成31年度予算概算要求の状況について、資料2に沿って御

説明したいと思います。資料2をごらんいただければと思います。

「知的財産推進計画2018」の工程表に盛り込まれた施策に関連する平成31年度概算要求額は約1136億円となっております。

本資料に記載している項目は、推進計画2018工程表の重点事項に記載された施策のうち、予算措置を講じているものとなっております。新規あるいは事業規模の大きなものにつきましてポイントを御紹介したいと思います。

まず1つ目の柱「これからの時代に対応した人材・ビジネスを育てる」につきましては、3ページをごらんいただきますと、一番下の○に「スマート水産業推進事業」として新規で16.7億円要求しているものがございます。こちらは環境データ、操業データ、水揚げデータ、区画データなどのデータを共有、活用するシステムを構築や漁場の形成予測技術の開発、漁場環境の計測機器の開発を行う予算でございます。

5ページをごらんいただきますと、上から2つ目の○に「放送コンテンツ海外展開強化事業」として20億円要求しているものがございます。こちらは放送コンテンツの制作会社と観光産業、自治体などが協力して放送コンテンツを制作・発信する取り組みを支援する予算でございます。

6ページをごらんいただきますと、2つ目の柱「挑戦・創造活動を促す」につきましては、1つ目と2つ目の○でプラットフォームに関連する予算を新規で要求しております。SDGsなどの課題解決に向けてニーズとシーズをマッチングし、事業化を図るためのプラットフォームづくりの予算として新規で要求しているものでございます。

また、7ページをごらんいただきますと、一番上の○としてオープンイノベーション機構の整備として27.7億円要求しております。こちらは企業との大型共同研究を集中的にマネジメントする体制を大学が整備することについて支援を行うものでございます。30年度からの継続案件に加えて31年度に新規で採択すべく、予算の増額要求を行っているところでございます。

10ページをごらんください。3つ目の柱「新しい分野の仕組みをデザインする」につきましては、一番下の○、商標における民間調査者の活用可能性実証事業として、新規で12.3億円要求をしております。こちらは増大する商標登録出願に対して審査の効率化を図るために、民間の調査能力とその活用可能性を実証する事業となっております。

そして、12ページをごらんいただきますと、上から3つ目の○としてデータヘルス改革の推進として、442.7億円要求しております。こちらは資格情報、特定健診情報などについて個人単位で一元的に集約できる仕組みを構築するということと、健康・医療・介護のデータベースを連結してビッグデータとして分析可能な環境を整備するための予算として大きく増額要求をしているところでございます。

予算についての説明は以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

知財計画2018の取り組み状況について説明をいただきましたけれども、説明は全部進め

て、その後、まとめて意見交換としましょうか。

続いて、これも事務局から、知財戦略ビジョンに関する専門調査会での最新の検討状況等について説明をお願いしたいと思います。

○中野参事官 それでは、資料3に沿って御説明をしたいと思います。

資料3をごらんいただければと思います。

1 ページ目をごらんいただきますと、これまでのビジョン策定の背景を御紹介しております。2003年に知的財産基本法に基づきまして知的財産戦略本部が設置されました。以降、毎年、知的財産推進計画を策定して政府が一丸となって取り組みを進めてきたところがございますけれども、2012年にはクールジャパン戦略担当大臣が設置され、2013年には知的財産政策ビジョンが策定されたところがございます。

その後も大きく社会の変革が進む中で、毎年、推進計画をつくっていただくだけではなく、中長期のビジョンを政府全体で共有し、将来社会に必要なシステム設計を行うことが必要ではないかといった問題意識が高まりまして、2025年から2030年ごろを見据えて新たなビジョンを検討しようということになりました。

2 ページをごらんいただきますと、そのための専門調査会を設置して、昨年12月以降、御議論いただいたところがございます。

その議論の結果として6ページ目をごらんいただきますと、「価値デザイン社会」への挑戦を掲げて、3つの柱、メッセージをまとめております。脱・平均とチャレンジ、分散と融合、共感・貢献経済という3つの柱に沿って具体的なシステムの例について議論をしていただき、まとめたところがございます。

これは、ことしの6月のビジョンとして本部で決定したものでございますけれども、8ページ目をごらんいただきますと、それ以降も第7回、7月以降、また議論をして深めているところがございます。

9ページ目をごらんいただきますと、この6月にまとめたビジョンの3つのメッセージ、柱に沿って、さらにその取り組みを具体化すべく議論を深めているところがございます。例えば価値をデザインするマインドを高めるための仕組みはどのようなものか。あるいはとがった人の活躍を促しリスクを分散する仕組みはどのようなことが考えられるかとか、失敗を適正に評価する仕組みはどういうものをつくれればいいのかという点について御議論をいただいているところがございます。

次ページは現在の知財システムと新しい知財システムのイメージについて整理をしたものでございます。

また、その次のページは、新しい知財システムを検討するための具体的な仕組みの例として、構想クラウドというものを御紹介しているものでございます。また、来年以降も議論を続けていくところがございます。

以上でございます。

○中村座長 では、続いて事務局から、今後の検討体制について、説明をお願いできます

か。

○中野参事官 それでは、資料4と参考3に沿って御説明をしたいと思います。

まず資料4の2ページ目をごらんください。検証・評価・企画委員会は2つの会合、産業財産権分野を取り扱う会合とコンテンツ分野を取り扱う会合を設けて、これから御議論いただくことにしております。来年の5月ごろまで6回程度開催して御議論いただければと考えております。

また、産業財産権分野を取り扱う会合のもとに2つのタスクフォースを設けてごさいます。知財のビジネス価値評価検討タスクフォース、これは昨年度に引き続きということになりますけれども、経営デザインシートの普及啓発と改善に向けて引き続き御議論いただくことにしております。

また、新たに設置したタスクフォースといたしまして、価値デザイン社会実現に資する実質的なオープンイノベーションの実施に関するタスクフォースということで、渡部座長に座長となっていただきまして、これから議論を始めていただくことにしております。このタスクフォースではオープンイノベーションが社会に実装されるようにするための課題は何か、その対応策は何かについて御議論をいただく予定でございます。

参考3につきましては、このオープンイノベーション関係のタスクフォースの開催の趣旨、問題意識、また、委員名簿をつけてございますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○中村座長 渡部座長はタスクフォースを2つということで、お疲れさまです。よろしくお願ひします。

では、ここから先は意見交換とします。ここまで政府の取り組み状況等について報告をいただきました。この会合、検証・評価・企画委員会でございまして、こういった政府の施策、取り組みを検証・評価するというのが1つのミッション、また、新しいテーマを企画するというのもミッションでございます。

今、事務局から説明のありました内容への質問、御意見、コメントを含めて自由に御発言をいただければと思いますが、きょう、最初の皆さんによる合同の会合ということで、できるだけ多くの皆さんに御発言をしていただきたいと思いますので、1回当たりの御発言時間を2分以内とさせていただければと思います。大変恐縮ですけれども、1分半で1回、2分で2回、ベルを事務局が鳴らすということでございます。

では、御発言順、どなたからでも結構ですが、皆さん多いので、御発言希望の方は名札を机の前にお立てをいただければと思います。とはいえ、私、目が悪くて名前が読めなかったりするので、そのあたり、お助けいただければと思いますが、どなたからでも結構です。

では、日覺さん、お願いします。どうぞ。

○日覺委員 「知的財産推進計画2018」では、本年5月の著作権法改正で実現した柔軟な権利制限規定の運用環境整備がうたわれています。この本改正を受けて、今後はいかにビ

ビジネスを生み出すかが重要となってきました。民間企業の取り組みの下支えとなるよう、想定される事例を示したガイドラインの制定など、適切な運用環境整備をお願いします。

また、同推進計画には大学の基礎的な研究成果について「事業化を見据えた発明の発掘から権利化、活用まで、一貫した支援を行う」と記載されています。大学の基礎研究の充実や研究成果の海外での権利化などの支援を政府主導でしっかりと進めていただければと思っています。

なお、話は変わりますけれども、知財紛争処理システムについて一言、申し上げたいと思います。

2017年3月に産構審の特許制度小委員会において知財紛争処理システムの機能強化に関する報告書が取りまとめられました。そして、これを受けて本年度に特許法の改正も行われました。他方、足元の特許制度小委員会では、更なる法改正を目指した議論を開始しているようですが、本システムが全体で機能しているか、法改正の効果を見きわめ、評価することが先ではないかと思っています。

産業界にとって適切に評価された権利者の正当な権利を保護した上で、過度に萎縮することなく知財を活用していくことが必要だと思います。したがって、知財紛争処理システムの評価におきましては、損害賠償額の多寡などの一面のみを基準とするのではなく、訴訟コスト、公平性、スピードといったさまざまな観点で検討していただきたいと考えております。拙速な結論とならないように特許庁には丁寧かつ慎重な議論をお願いしたいと思っています。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山田さん、挙がりました。

○山田委員 山田でございます。

資料1の3ページに「地方・中小・農業分野の知財戦略強化支援」というのがあるのですが、地方・中小に関係するところが多分上の1)、2)、3)の3項目かと思います。知財の分野では地方・中小は3つしかないというのは重要視されていないということかなという気もするのですが、一方で、中小が知財を活用しているという例がまだまだ少ないのが実情だと思います。ですので、この2)と3)、知財総合支援窓口における支援強化や金融機関への個別訪問、金融機関職員に対する知財制度に関するセミナーの実施等をぜひ重点的に行っていただければと思います。また、地方は企業と行政の距離が近いので、金融機関だけではなく県や市、行政機関などへの個別訪問やセミナー等の実施もお願いしたいと思います。

海外展開のための各種認証取得について、この参考5の中の最後のほうのページにあったのですが、国際認証取得をするためには非常にお金がかかるというのが実情で、かつ、そのために中小が認証取得を断念する、または海外展開を断念するということが多

くなっているのも確かです。ですので、認証取得のための何らかの対策、支援もぜひお願いしたいと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

今、挙がっているのが渡邊さん、済みません。

○渡邊委員 日本弁理士会の渡邊でございます。

資料1の1ページ目に関連してです。「経営デザインシート」は弁理士会でも研修をやるということですが、事実、今やっております、2回目の研修がたまたま本日でございます。2回とも仁科参事官に講師をお願いしまして、2回とも定員を上回る応募が来ています。我々は、これをしっかりやって、コンサル事業等にこれを活用していこう。それによって普及を進めていきたいと思っております。

つきましては、これは金融さんのほうでしっかりこの認識を持っていただかないとなかなか広がりを持たないだろうということなので、金融さんのほうへの普及もひとつよろしくお願いいたします。

また、弁理士会として、デザインシートとローカルベンチマークの普及に特化したワーキンググループを立ち上げます。これによって、この内容を深掘りしまして次年度へつなげていきたいなと思っております。これについても今回の研修のように何らか御協力いただくようなことが出てくるかと思っておりますけれども、その節はまたひとつよろしく願いしますというお願いをしまして私の意見とさせていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。

瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 幾つか申し上げたいと思います。

まず、1つは全体的なお話ですけれども、やはりこの2019が出るときには、当然、2020年のオリンピックに向けた予算措置の基盤になるものになります。また、この前決まった大阪の万博、2025年、こういう大きなイベントがあるときに、そういうイベントというものをきちんと織り込んだ、これは戦略もしくは戦術レベルですが、それをきちんと織り込まないとせっかくのチャンスを逃すのではないかなと思います。余り目先にとらわれてはいけないと思いますけれども、大きなビジョンを立てると同時に、そういった大きなチャンスを生かして具体的な経済的な結果を出すというような形の施策も必要ではないかと思っております。時事的というか、タイムリーな感じの内容というのが必要なかなと思っております。

あと、次にコンテンツ関係なのですけれども、ブロックチェーンや何かを使って、今後、取引というのが個人ベースで権利処理が行われる、個人対個人で権利処理が行われていく時代に入ってくるというように私は予想しております。そのときに、やはり個人認証ということが非常に重要になってくるとすると、よりIT戦略と連携が必要になるのではないか。具体的に言えば、マイナンバー等の個人認証制度というのが権利処理にとって基盤になっていくように思います。それがないと基本的にはどこかでとまってしまう。こういったた

めに、IT関係の戦略とデータ、そして、さらに個人認証、ブロックチェーンのような一体化した、より一歩進んだ権利処理システムというのを強く押し進めていただきたいと思います。そうしないと、既存のマーケットだけではある程度シュリンクしてしまうような気がします。

最後にもう一つ、これは特殊な非常に目先的なこととは言いながら基盤となるものだと思いますが、教育における教員に対する著作権の知識普及というのが急務ではないかなと思います。データベースがAI時代の基盤になると同時に、子供たち、もしくはある程度の年齢に対する教育の水準を知的に非常に上げていくことが早急に求められていると思います。非常に具体的な方法論かもしれませんが、これについてはより重点的な施策が必要なのではないかなと思っています。

以上、3点、申し上げました。

○中村座長 ありがとうございます。

2020に向けてどうするのだという御指摘はこれまでもいただいていたけれども、2025、万博が決まったというのも新しいテーマでありますので、意識をしていきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

福井さん、土生さんの順でお願いします。

○土生委員 私も地方・中小の関係でコメントさせていただきたいと思うのですが、山田委員のほうからも項目が随分減ったというお話がありましたが、確かにそういう印象はあって、ただ、それは後退しているというよりは、インフラ制度がこの何年かの取り組みでかなり整備されてきたことの裏返しでもあるかなと思っています。

一方で、そうなってくると、今度は仕事がだんだんルーチン化してくるのが懸念される場所なので、やはり何のためにこういった制度を整備したかというところをしっかりと確認していくことが大事と思っています。

先日、特許庁さんのこの15年ぐらい、どんなことをやってきたかという振り返りをする機会があったのですが、そのときに考えたことは、この15年ぐらいで何が一番変わったかといったら、知財支援が知財起点の支援制度から事業者起点に変わっていった。つまり、昔は知財制度というのはこういうものだからこういうように利用してくださいよ、これが正解ですよというような指導、アドバイスをしていくというのが知財支援だったのが、この10年ぐらいの中で、事業者の悩みをよく聞いた上で、そういうことにお悩みであれば、こういう制度をこういうように使ってもらえればあなたの会社の経営課題が改善できるかもしれない。そういうように変えていこうというのが知財総合支援窓口の整備であったり、さまざまな制度の骨子になる部分であったと思いますので、そこのところをぜひこれから、このインフラで仕事をする方が忘れないような取り組みをしっかりとやっていく必要があるのではないかと。

そういう意味で、今回始めている「経営デザインシート」は、有効なツールになると思

います。これを作成するには会社の課題とか悩みとか方向性というのを必ず考えなければいけないので、知財支援施策に「経営デザインシート」を導入して、会社が何を求め、どうなろうとしているかということ「経営デザインシート」を通じて確認した上で、知財支援に取り組むという使い方をすると、「経営デザインシート」というのは非常に効果的ではないかなと思いますので、今後も注力していただきたいと思っております。

以上です。

○中村座長 福井さん、お願いします。

○福井委員 福井でございます。ありがとうございます。

資料1の12ページ、海賊版対策における民間の取り組み支援ということがあります。大変重要なことだと思います。この関連で、最近でも中国で草間彌生さんの贋作展が行われたとか、無印良品のにせ店舗の話など、海外での知財紛争の相談は我々の現場でも相変わらず非常に多い状況です。

これは当然、出かけて行って現地で法的手続きをとるということを考えるわけですが、やはり海外で紛争となるとなかなか費用もかかり、現実の手段というのがとり切れないケースが多いようです。こうした海外での知財紛争対策への助成制度のようなものは、どの程度存在しているのでしょうかというお尋ねです。

2つ目、18ページ、著作権者が不明の場合の裁定制度があります。これは現在、かなり運用改善が進んでおりますが、最後の障害とも言えるのが補償金の事前供託制度です。これは事前供託を行うこと自体はいいのですが、補償金の算出がなかなか負担でありまして、しかも、ほとんど無駄になるケースが多いです。というのは、そういう不明の権利者というのはその後の出現率が極めて低く、およそ1%以下ぐらいしかあられれないと言われていたからです。あられれない人のために事前に補償金を算出し、供託する。

今、政省令、発表されておまして、独立行政法人や国立大学については、これを不要にしようということが言われていますが、ほとんどあられませんで、これはもっと範囲を広げて、学校法人全般、非営利団体など、拡充を考えるべきではないかというように思います。

とりあえず以上です。

○中村座長 最初の質問について、事務局から答えられますか。

○岸本参事官 済みません、著作権の紛争に関する海外での紛争処理のための支援というのは、明示的にそれをターゲットにしたものというのは私のほうでは承知していないのですが、特許庁さんのほうでやっているJETROでの知財紛争処理に関する相談対応というものがなされていると承知しております。

○中村座長 また事務局に調べてもらって、別途、報告をいただきましょうか。

○福井委員 よろしく願いいたします。

○中村座長 お願いします。

林さん、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

本当に資料1で御紹介いただきました各取り組み、もうさまざまところで物すごく熱い議論をした結果が集約されていると思います。それを前提としまして2つ、お願いでございます。

まず昨今、米中対立についての議論が多く出ている中で、米国の危機感というのは非常に大きなものであり、また、それが具体的な政策として発表されているところがございます。マイク・ペンスやピーター・ナヴァロなどの発表でも知られているところだと思います。それに比較しますと、我が国におけるこういった施策という中に危機感がどれだけあらわれているのかというところが問題ではないかと思えます。

大きなテーマとしてデータ覇権競争に日本がどのように向き合っていくかという方策、これについての議論がさまざまところでされているわけですが、そういった議論をより効率的にスピードアップするという危機感がもう少し必要なのではないかと思います。

資料1の18ページのところに「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築」というタイトルがございます。これに関連しますのは11ページのところにあります箱の中に書いてある最後のブロックチェーンなどのシステムを使って著作物の管理・利益配分の仕組みの構築ということなのですが、このところを分かれて書かれておりますが、これはやはりコンテンツの権利情報の集約、管理、利益配分という三位一体で出口を見据えた議論をすることで、より効率的、スピードアップした議論になるのではないかと思います。

もう一点ですが、15ページの民事裁判手続のIT化というところで、私、目を疑ったのですが、「0.02億円」というこの中でも史上最小規模の予算がつけられております。決して予算規模が全てということではございませんが、少なくともこの課題の中でペーパーレスだけは先に進めてくださいますよう、お願いしたいと思えます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

江村さん、どうぞ。

○江村委員 何点か、最近の動きを反映するというお話したいと思えます。

まず1点目、オープンイノベーションを検討されるということで、これは非常に重要だと思うのですが、最近、技術開発のあり方が随分変わってきているということを反映した検討をぜひやっていただきたい。デザイン思考やアジャイル開発等もありますし、国のプロジェクトも変わってきている中で、今の時代のオープンイノベーションは何かというのをぜひ検討いただければと思えます。

2点目が、13ページのルール等のデザインについて、やはり昨年から申し上げているのですけれども、標準化をさらにルール形成に持っていくという視点で見たときに、まだまだ取り組みが弱いのではないかと思いますので、この辺の検討の強化をお願いしたいということと、Society5.0の国際標準化、これは非常に大事なのですが、国際標準化に持つ

ていくレベルにブレークダウンされていない。レファレンスモデルをつくるのかという活動をあわせてやらないと絵に描いた餅になるので、具体的にどうしていくのか、ぜひ議論をいただきたい。

3点目が、先ほど林さんがおっしゃったことにも少し関係するのですが、例えば16ページのデータの扱いのところ、今、こういうことをやっていますと書かれているのですが、やはりグローバルに見るとGDPRが出てきたり、データセキュリティーの議論というのが起きているということに関して、全くそういうところに触れられていないが、これで大丈夫かというようなことを見ていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○中村座長 長澤さん、高倉さんでお願いします。

○長澤委員 長澤でございます。

3点だけお話をいたします。読ませていただいたのですが、非常に広範囲なので、実務家として感じるのところだけを話します。まず米中の貿易摩擦については、日本企業にとっては大変なチャンスというようにも捉えていまして、例えばアメリカとか中国でプロパテント化が進み、知財権行使がしやすくなるであろうということは当然予想されます。

一方、では、日本はどうすべきかという、日本も同じようにプロパテント化を進めてしまうのは逆にリスクの方が高まってしまう可能性があると考えます。ただ、日本（企業）の得意なところとかコアコンピタンスを守らなければいけないので、丁寧な議論をして丁寧に知財の活用強化をやっていくべきであろうと思います。特に東京オリンピックやラグビーのワールドカップをすぐ先に控え、経済界が盛り上がっていく中で、余計な知財権利行使を海外から受けやすくなるということがないような仕組みの検討をしていただきたいと思います。

それと似通っているのですが、外国への働きかけという面では、この推進計画には少し不足しているように思います。例えば13ページに書いてある標準関係に関して言うと、今、日本の企業にとって1つの壁になっているのは中国標準であり、この中国標準は世界標準と別で、その標準仕様書が中国語でしか書かれていないものも多くて非常にわかりづらい。これが実は中国市場への参入障壁になっていることがあります。例えば中国語とせめて英文で標準仕様書が書かれていればかなり改善すると思うので中国側への申入れも検討してほしいです。

模倣品についてもAlibabaとかBaiduとか大きいところはかなり協力的になってきたと理解しておりますが、まだまだ模倣品対策に応じてくれないサイトもありますので、この点についても働きかけをお願いしたいと思います。

あと、もう一つは16ページの保健医療関係なのですが、医療ビッグデータに関しては、我が国は医療も発展して発達していますし、新薬の会社もあり、モダリティーを製造している会社もある中で比較的優位にデータを集められる可能性があります。また、それを解析できる可能性があるのですが、昨今見ていると、海外でそれを何とか標準化しようとい

うような動きが見えていまして、それをある程度追いかけて政策に反映させるようなことをすべきではないかと思えます。

最後になりますけれども、最近、スタートアップ、M&Aという中で考えると、10ページにベンチャー支援とありますが、日本のソフトウェアスタートアップのレベルがかなり上がってきているという印象があります。その中で、特許の価値評価は非常に大事なのですが、そのときに我々が投資の判断としてM&Aを知財部門として評価するのは、もちろん、特許を持っていること、知財を持っていることもそうですが、それよりもどちらかというと知財リスクを見て、そのリスクの中で投資をするかどうかを決めるので、そのリスクをどうやって見てあげるかということをもう少し踏み込めばいいのではないかと思います。

これは先ほどと共通しますが、そういう会社にとって一番困るのは社会インフラ化した汎用技術とか標準関係のプロパテント化が非常に大きな障害になっているということを理解していただきたいと思えます。

最後に言いますと、スタートアップを守るという意味では、非常に実践的に言うと、ある程度のリスクは無視して突っ走るぐらいのアドバイスができるようなアドバイザーが必要であろうと思えます。

少し早口になりましたけれども、以上です。

○中村座長 高倉さん、お願いします。

○高倉委員 ありがとうございます。

先ほどの林いづみ委員の御発言とも一部重なるところもございますが、私も特に資料3に関連して、今後、国としてのグローバル知財戦略の検討の必要性について強調しておきたいと思っております。

言うまでもなく、知的財産権、一国一國で保護して、それで十分という時代ではないわけですから、知財の権利の取得についても権利の行使といいますか、紛争処理についても、グローバルなシステムを今後、構築していかなければいけないということが当然前提にあると思えます。しかし、昨今、米国の対応あるいは米中の対立によってWTOやWIPOにおける多国間のルールづくりがなかなか難しくなっている。現状のシステムすら機能不全に陥っているという声もある状況の中で、なかなか難しい局面にあるわけです。

今後、日本としてどうするかというと、第一には、基本的には日本はEU等と連携してアメリカを何とか多国間の枠組みに引きとどめておくという努力を続けると同時に、二国間といいますか、バイあるいはFTAの中で知財の国際的な保護のあり方、権利行使のあり方を進めていくという現実的な手段をとらざるを得ないのではないかと思います。しかし、こういう問題は各省庁をまたがると同時に、裁判システムにも関係する問題でありますので、ぜひこの知財本部の枠組みの中で先導的な議論を進めていただきたいということでございます。

資料3の議論は来年度も続くということでございますので、ぜひ多国間あるいは二国間の交渉をどうするかというところを取り込んで議論をしていただきたいと思っております。

こういう議論の中で、データへの対応のあり方、知財システムをどう変えていくか。AI、人工知能をどのように活用していくかという問題。中小企業の国をまたいだ紛争の財政的支援のあり方。あるいは国際的に通用する法務人材といえますか、弁理士、弁護士の人材育成をどうするかという問題についても、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

梶原さんと喜連川さんが挙がっていますね。

梶原さん、お願いします。

○梶原委員 ありがとうございます。

ページ5あるいは6におきまして人材育成のことが書かれております。人材育成は非常に重要でございますが、時間がかかる場合もございます。そういった中では、教材をそろえるとか実施するという施策に対して定量的な目標、いつまでにどのくらいの規模でというような具体的な見せ方、持ち方をしたほうがよろしいのではないかと思います。

先ほど教員の教育が一番喫緊の課題ではないかというお話がありました。まさにそのとおりだと思いますが、一方では、例えばIT人材を育成するためには小学校から中学校から、やはり教員からという話もありますように、今の先生方はあれもこれもみんな新しく学ばなければならないというところがございます。知財の教育をするということに対しても生徒、学生に教える中で、教員そのものへの教育も当然必要ですが、教員を助ける人やサポートする仕組みも必要だと思いますので、人材育成につきましても、そういった観点も一緒に検討いただければと思います。

資料の13ページ、江村さんと同じコメントになるのですが、デジタル標準が得意な欧州、それから、デファクトが得意なアメリカに対しまして、なかなか日本は標準化を戦略的に進めてこられていなかったというところがございます。まさに官民挙げてルール形成、標準化に取り組む必要があると思いますが、Society5.0という社会に向かって、どういった分野でどのような取り組みをしていくのかというような具体的な戦略をもう少し落とし込んでいく必要があると思います。どの程度、それが進んでいるのかわかりませんが、具体的な取り組みを展開していくことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村座長 喜連川さん、どうぞ。

○喜連川委員 喜連川でございます。

16ページのデータ・AI等新たな情報財のというところがございますけれども、ここはなかなかすばらしいお書きぶりで、データ・AIとなっておりまして、ちまたのメディアのようにAI・データになっていないというのはさすがに内閣府の御見識ではあろうかと思いません。ただ、もう少しデータ財をクローズアップした戦略を今後立てていく必要があるのではないかなと思っております。

大学、アカデミアとして一言申し上げますと、このオープンサイエンスに関しましては、

24ページのほうにはちらっと1行、書かれているのですけれども、主な取り組みには一切書かれていないのは非常に残念でありまして、これは全学術、つまり、人文社会あるいは医療、理工学、全ての学問が今、データシェアリングに非常に大きくシフトしまして、ウエットからドライの世界に動こうとしています。

こういう非常に大きな動きに関して、より注意を払っていただければありがたいと思いますし、先ほどお話に出ましたようにSociety5.0が米国が提案した従来からのサイバーフィジカルと何が違うかという点、データ駆動という切り口であるという点もより明確に御指摘いただければありがたいと思います。

最後に、人材のことも先ほど御指摘がありました。今後、一番大きく新たに生み出される人材層というのはデータに関連する部分でございまして、この辺についても記載があると大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

山本さんと久貝さんですね。

山本さん、お願いします。

○山本委員 私も今、資料1の16ページで、先ほどの高倉委員と同じような意見なのかもしれませんが、ここはAI・データのことが書かれています。AIや例えばゲノム編集だとかIoTとか新しい先端技術が出ることで、多分ビジネスが変わる。

そこでどのようなことが起こり得るのかというのを想定しないと、今の特許法で見たらどうなのかとか、今の著作権法で見たらどうなのかという議論では実態に合わない可能性がある。AI・データ利用に関するガイドラインですとかデータ流通のワーキンググループあるいは情報信託はこれから結論が出るので今はまだ結論が出ていないのしょうけれども、よく言われているのが、AIが書いたレンブラントの絵の著作権は誰にあるのかとか、自動運転の車が事故を起こしたら保険はどうなるのかとかよく言われますが、要するにこれから起こり得ることを想定して、それに対してどんなルールが必要なのかという議論が必要です。高倉委員がおっしゃったように、このルールが海外はどういうルールになって、日本だけルールが厳しいとルールのガラパゴス化みたいなことが起こって、日本だけビジネスしづらいということが起こってはしようがない話なので、そういう視点で多分こういうガイドラインやワーキンググループは議論されているのだと思うのですが、そこをぜひ盛り込んでいただけたらありがたいと思っています。

以上です。

○中村座長 久貝さん、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

私のほうからは、まず中小企業の状況ということで、特に知財紛争処理の関係でいろいろな悩み、あるいは困り事があるということをお聞きしておりますので、御紹介します。

現在、日本の特許出願に占める中小企業の出願の割合は大体15%と年間4万件ぐらいの

出願をされております。そういう中で、このたび、特許庁のほうで法律改正されました。特許料の料金半減というのを実現していただきました。大変ありがたいと思います。

中小企業は大企業にない非常にすぐれた技術を持つところは大変多いということでございますし、また、イノベーションの担い手でもあります。そういう意味で、そういう技術の特許として保護するということは大変ありがたいと考えております。この制度の普及に私どもも努力したいと思います。

ただ、もう一つ、そういう技術の保護ということはエンフォースメントも含めてやはり保護が必要だと考えております。現在、中小企業で特許侵害を受けて、それで訴訟したというときに残念ながら、これは継続的にそうなのですけれども、大体敗訴率が8割ということでございまして、ほとんど勝てないという状況でございます。また、これは大企業と比べてさらに下がりますし、仮に勝ったとしても賠償額が非常に低くて、弁護士費用も払えないという声も出ております。そういう中で、こういう点について紛争処理の検討を現在、再度していただいているということで、ぜひこれについて建設的な意見が出てくる、結論が出てくることを期待しております。

先ほど米中の話がありましたけれども、まさにトランプ大統領が言っているのは、中国の知的財産権の侵害だと言って激しくそのペナルティーを科しているわけですし、また、中国のほうもこれに対応しまして、習近平さんとか国民のトップがそれに対してどのような対応をするかということで、例えば懲罰賠償を導入するということも明言されているというようなこともございます。そういう中で、やはり知財の重要性というのは日本としてもトップレベルで発信していかなければいけないと考えております。またこういう議論もさせていただければと思います。ありがとうございました。

○中村座長 正木さん、お願いします。

○正木委員代理 先ほど来、お話が出ております知財のビジネス上の価値評価について申し上げたいと思います。

知財のビジネス価値評価検討タスクフォースにおいて提案されました「経営デザインシート」について、考え方の周知あるいはシートの普及啓発が幅広く図られるということですが、「経営デザインシート」の利用においては、その中核であります利用者が求める価値をデザイン、あえて設計と言わせていただきますけれども、価値を設計することが肝となると考えます。

また、その「経営デザインシート」の普及というのは、ともすると、シートを作成することが目的化してしまいがちであり、「経営デザインシート」の普及がすなわち価値あるビジネスの創出になることに繋げていくという考えを強く持って展開していただきたいと思っております。

そのために以下4点、重要と考えております。

まず第1に、「価値を設計するということはどういうことなのか」及び「価値を設計するということが必要なのか」について、さまざまな対象の方に御説明されるということ

になるかと思いますので、対象者に応じてわかりやすく説明をし、基本となる考え方の浸透、ここが一番重要だと思いますので、浸透を図っていただきたいと考えております。

第2に、「価値の設計というのをどのような思考で進めたらよいか」、例えばタスクフォースの報告書にも紹介されています「デザイン思考」の具体的な手法や事例を交えて、アプローチの仕方の理解の深化を図っていただきたいと考えております。

第3に、そういったことを進めていくに当たっては、競合、顧客、消費者情報、技術動向、市場動向等に関して、ビッグデータの手もかりて価値設計というのをコンピューショナルに進めていくことが求められますが、情報解析ツールの進化は著しく、整備が追いつかないということも懸念されますので、そういったような情報解析の手法等に関する相談体制等、利用者側の状況に応じた後押しというのも御検討いただきたいと思います。

第4に、「デザイン思考」という言葉が資料中にもございますけれども、英語のデザインと日本の思考が1つの用語に混在しており、統一した表現、例えばデザインシンキングというような使い方のほうがわかりやすいと考えます。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

宮島さん、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

本当に多様なところで多様な取り組みがされているということが非常によくわかります。そのような中、それぞれをやっていることの成果がどのように出ていくのか、出ているのかということをしっかり見ていくことがPDCAサイクルを回す上でも非常に大事だと思っております。

例えば私はこの前、データの利活用を後押しする形での不正競争防止法の改正の議論にかかわったわけですが、データを守ることと萎縮させないということのバランスの中で、実際に法律やガイドラインがどのように効いていくかということはこれから見ていかなければいけないのですが、そういった打った施策に関してどのような反応が出てきているかということをきっちり見るのが非常に大事だと思います。

もちろん、それぞれの分野分野ではやってらっしゃると思うのですが、どうしてもこの委員会で検証をするのもプッシュ型というか、行政はこれを進めて、これをガイドラインして、こういうように広げたという、そここのところの働きかけの、やっていることの広がり是非常によくわかるのですが、その結果がどの程度の結果につながったのか、どのような反応になったのかということを見るのが非常に難しいのですが、やはり意識していくべきところではないかと思います。

もちろん、単純にアンケートをして満足度が上がったとか、そういうことをやればよいという問題ではないので、これを見ていくことは非常に大変だとは思いますが、一方で、この知財の分野というのは私たちメディアが、例えば私で言うと視聴者を通じて反応を見るというのが非常に難しい分野だなと思っております。というのは、一般の人や

中小企業の人にこの知財の分野がびんと来ている人というのが余り多くなくて、そのびんと来ているところから反応とか動きを探ることが非常に難しいので、もしかしたら産業界では広がっていることも、いわゆるみんなの周知につながりにくいところをどうしていくかというのは、私たちのメディアも努力をするべきところではあると思います。

そのような中で1つ御質問がありまして、この前、久々にというか、珍しくとても大きな記事にもなったサイトブロッキングの問題、あれは私から拝見してみますと個人情報や通信の秘密を守るといふところの哲学的なところとのぶつかりで非常に難しい状態になっていると思うのですが、あれはこの先、どのような状況で、どうされようとしているのか、事務局の方、教えていただければ幸いです。

○中村座長 事務局から。

○岸本参事官 先ほど少し御説明しましたけれども、10月30日にコンテンツ分野会合のほうにタスクフォースの検討状況についての報告を中村座長初め両座長からいただきまして、今後のそれを受けた形での政府での方向性というものについては、現在、検討中という状況でございます。

○中村座長 共同座長を務めましたので少しコメントをしておきますと、この海賊版対策会議のことは産業財産権の担当の方にまだきちんと報告をできていなかったのですが、10月15日までの間に9回の会合を開きまして、中間取りまとめの努力をいたしましたけれども、ブロッキングのところについて意見が折り合わずに取りまとめができませんでした。それは残念なことではございますが、ただ、ブロッキング以外の10項目はほぼ合意を見たとは認識をしております、そこには著作権教育の充実、正規版の流通促進、フィルタリングの強化、広告対策、リーチサイト法制化といった事項が並んでおります。

特に中でも大事だと思っておりますのは、官民連携で体制をつくるという項目でございます、それができるかどうかというのがこの議論や取り組みの成否を分けることにはなるのではないかと。つまり、会議は一旦無期延期ということになったのですが、民間にボールが投げられまして、そこでの努力というのは続けられていると認識をしております。

そのあたり、今の民間側の動き、何か教えていただくことはありませんか。

吉羽さん、どうぞ。

○吉羽委員代理 ありがとうございます。吉羽でございます。

先般、公表させていただきましたけれども、出版社と電子書籍の取り次ぎを行う企業の5社で慶應大学のSFC研究所の中にごございますアドバンスド・パブリッシング・ラボという組織を軸に、まずコンテンツ業界がまとまろうということで一致いたしました。それを受けて、今後、通信事業者様とも呼びかけをいたしまして協議を進めていこうということで、既に幾つかの会社様とはお話を始めさせていただいているのですが、まだ具体的にこういう形でやろうということまでは至っておりません。今後、民間の側でも積極的に海賊版対策を――これまでなかなかコンテンツ側と通信事業者様が一緒に協議をする場というのがございましたので、そういったことを組み立てながら積極的に進めていけ

ればと考えております。今後もまた御報告させていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○中村座長 川上さん、どうぞ。

○川上委員 サイトブロッキングもそうなのですから、今後、知財の分野においては、多国間で国際競争が行われている中で、どのように日本のコンテンツ知財を守っていくのかということが重要だと思っています。そういう点で、前回は発言したのですけれども、今、中国の問題が非常に大きいのです。特許権ですとか商標権ですとかの保護の話というのはここでも十分にされていると思うのですけれども、コンテンツにおいてはジャンルごとまねをするという行為があるわけです。これは国内の競争でも特に別に正当な競争ですので認められています。例えば中国の場合ですと、Google に対して Baidu をつくったりだとか、これは Google のやっていることの模倣ではあるのですけれども、別に何かの侵害をしているわけではない。

そのように国内に産業を入らせないことによって実質的には外国と同じような産業を模倣し育成するというのを中国はやっているわけです。その中で、日本の誇るクールジャパンのコンテンツと似たようなコンテンツが中国で非常に今、強くなりつつある、いいものができつつあるということについて、もう少し真剣にこういった場でも検討しなければいけないのではないかと思います。

例えばアニメの分野でも、今、向こうの表現規制の問題で日本のアニメが中国ではネットでも放送されなくなるということがまさに行われようとしていますし、ゲームにおいても同様のことが起こっているのです。これは日本のコンテンツ業界にリアルに今、現在進行形で影響を与えている出来事です。

このことに関して、当然、市場開放をしてくれというのが一番いいのですが、それはなかなか難しいでしょうが、では、例えば中国との共同制作みたいな枠組みを推進して、そして、中国での限定的な市場開放を実現するとか、そういったことを交渉していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

海賊版対策にかなりことしに入ってから時間を費やしてきたのですけれども、今、御指摘のように、より広いスコープでのコンテンツ、海外との関係というのを整理しなければいけないという御指摘、そのとおりだと思いますが、少し先ほどの話に戻って、吉羽さんにお教えいただいた出版と通信、両サイドが前向きに取り組んでくださりそうだというのは非常に重要な事柄で大きな一歩だと思いますので、ぜひ皆さんで協力して進めていただければと思います。ということで、宮島さん、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

正木さん、久貝さんは、それは立っていますか。おろされますか。

まだ発言をされていない方、どうぞ。

○石川委員 石川と申します。どうもありがとうございます。

今の川上さんのお話のとおりで、私も中国に対してというのは非常に課題がたくさんだなど思っていて、やはりアニメの業界といたしましても、中国との取り組みについて成功事例がないということが問題で、出たくてもなかなかそれができないという心配なので、ここは国としても何とかそういうようなよい関係が築けるようなことをこれからお願いできればというように、もっともっと広がりを持たせられるようになるのではないかなと思っています。

推進計画2018、11番なのですけれども、これもコンテンツの海外展開を広げるということで、モノからコト・サービスへと移りつつある。これは本当に確かです。そのためにグローバルコンテンツエコシステム創出事業ということで補助をいただいています。これに対しては本当に感謝を申し上げます。

ただ、これは具体的にいろいろ出ているのですけれども、多分、J-LOPということだと思っておりますが、J-LOP4ということで今年度はお話をいただいておりますが、ただ、毎年、少しずつシステムが変わるのです。その御説明が遅いのです。私どもはそれを当てにしている具体的ないろいろなことの戦略を立てて進めているのですが、ことしはどうなるのだろうという現場としての質問がすごく多いです。ですので、来年に向けましては、早目の御説明をお願いできればと思っています。これは本当にありがたい補助なので、これについては、コンテンツを海外に進めるという意味では非常にありがたく思っています。

先ほど来から出ておりますけれども、著作権に関することというのが普及啓蒙事業ですか。学校単位ですとか子供たちのためにということを実際にスピーディーに進めていただきたいと思っております。著作権教育、ぜひ教材の中に入れていくように御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

相澤さん、どうぞ。

○相澤委員 参考5の7ページ、8ページに資料が出ていますが、国際経済で経常収支は重要で、経常収支において産業財産権に係る収入というのが日本の経常収支の中で徐々に重要性を帯びている。これが日本の産業構造の変化を端的に示しています。今後、外国における産業財産権の収入を充実させていくためには、外国における知的財産権の保護というのが重要となります。自国より大きい保護を外国に要求するのは国際交渉では難しいことですから、日本における知的財産権の保護の充実が必要になります。特に、ASEANなどの新興国、発展途上国、これから経済成長が見込める国における知的財産権の保護は重要です。

司法制度がグローバル化していますから、日本で訴訟なくても、アメリカでもドイツでも訴訟することができます。中小企業にとっては、アメリカで訴訟するというのは非常に難しいと思います。中小企業あるいは大学における知的財産権による利益の確保というこ

とを考えると、日本の紛争処理システムの充実は非常に重要な問題であると思います。

ヨーロッパは法制度を使った参入障壁の構築ということにたけています。例えば、情報保護なども参入障壁として、外国企業に対する抑制手段として使うというようなこともあります。日本も法制度による参入障壁により貿易の阻害という視点も踏まえて検討を行っていただきたいと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

さて、ほかにどうでしょうか。2回目でも結構です。

小川さん、どうぞ。

○小川委員 放送のコンテンツ関連の視点から、2つだけ申し上げておきます。

まず第1点、「クールジャパン戦略の持続的強化」という形で19ページに記載されています。こちらのほうは先ほど来年度の概算要求のところでも御説明がありましたけれども、放送コンテンツの海外展開強化事業というようなことで、ここ数年、継続的に御支援をいただいております。これによりまして、ローカル局のほうも制作意欲を燃やし、意欲的にいろいろなコンテンツ制作に取り組んでいる現状があるかなと思います。

このような継続的な制作支援というような施策がかなり地方発のコンテンツ発信、これがいわゆるコンテンツのアウトバンド、そして、いろいろな経済的なインバウンドにつながるというようなところで非常に活性化を生んでいるのではないかなと思います。引き続き御支援をいただきたいと思ひますし、先ほどのお話で概算要求がありましたけれども、もっと金額的にふえてくると、より活性化するのではないかと考えております。

第2点ですけれども、その次、20ページに記載されておりますけれども、ロケ環境の改善というようなことがございます。こちらのほうはやはり良質なコンテンツをつくるための環境整備ということで、いろいろ法制度的な制度の緩和及び制作に対する深い御理解ということが必要かなと思います。こちらのほうは業界もいろいろ映画、テレビ、それぞれの映像制作において、ここ数年、声を大にして発している部分もあると思ひますけれども、諸外国の例に比べるとなかなか改善されていないかなと思います。これは海外からのロケ誘致というようなことを唱える前に、現存する制作体制に対する、いわゆる制度面からのサポートをいただきたいなというように考えております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○住田局長 どうもいろいろと御意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。非常に多岐にわたる御指摘をいただきました中で幾つか気づきの点を申し上げたいと思ひます。

特に国際面、米中を初めとした危機感とか、そういういろいろなキーワードがありましたが、これは確かに知財計画の中で国際面のところというのは余り書かれていないのです。

一方、国際的に知財、知財と新聞とかメディアではすごい躍るのですけれども、何のために知財が出てきているかというのは実はトリッキーなところがあって、本当に知財のことを頭にして知財と言っているのか、何か言いわけ的に知財を使っているのかで大きく違うところがあるので、この辺は間違いないようにしないとイケない。

特に米中で知財と言っているときの話というのは、また大分もともと根っこが昔の日米における貿易摩擦みたいなものところから発していたりするところを少しよく見ながら、また、ヨーロッパの場合には特にGAFAMみたいなものを念頭において知財的な要素で、先ほど相澤先生もお話があったような法制度による上手なブロックの仕方として、この知財みたいなものを使っていく。この辺の非常にしたたかさがあるわけでありまして、知財の制度というだけではない、もう少し広い意味でこのところは本当に大戦略を考えていかないとイケない部分だなどつくづく感ずるわけでございます。

それとの関係で言うと、例えば中国が懲罰賠償、だから、それを日本もというには必ずしもならないと思いますけれども、そういう全体の流れの中で誰が何のために何をやっているかというところをよく見きわめた上で進めていかなければいけないと感じた次第でございます。

標準についても似たようなことだと思いますけれども、それぞれの従来型の標準とはまた違う形で、標準というのがいいのか、それとも、もう少し違うやり方がいいのかというのは、その戦略の中で進めていかなければいけない部分だろうと思います。

また、瀬尾さんのほうから大阪万博の話がございました。まさに2025年の大阪万博が決まったわけでありまして、これからの戦略というのは、まさにそれを意識しながらやっていくということになるかと思えます。

特に、知財ビジョンのほうで掲げております価値デザイン社会というのがございます。実は大阪万博のテーマというのは最近ようやく世の中に出てくるようになりましたが、「いのち輝く未来社会デザイン」というテーマでございまして、両者は非常に親和性がありまして、まさにその部分というのを我が国が知財とか技術とか、そういう部分で何を訴えかけていくのか。さらには、クールジャパンとかコンテンツといったような部分で何を訴えかけていくのかというのが、これからの大きな流れとして考えながら知財計画をつくっていくということになるかと思えます。

中小の記載が少ないという御指摘がございましたが、これは決して少なくなくて、まさに一丁目一番地のところに書いてある話。一丁目一番地は先ほど仁科参事官が申し上げましたが、その知財のビジネス上の価値評価、この部分は極めて中小企業に関係の深い部分でございまして、したがって、中身を見ても、商工会議所とか地方銀行とか金融機関とかいろいろ書いてありまして、まさに中小企業が持っているような知財というのをベースとしたビジネス価値、ビジネス上の価値、そして、ビジネス全体の価値というものを知財だけで考えるのではなくて、さらにビジネス全体として考えると、そこが肝だということ、渡邊委員初めいろいろな方から御指摘があったと思えます。そういった面から、まさ

に中小を応援していこうというのがかなり大きなメインストリームになっているというところはぜひ御理解をいただきたいなと思います。

ブロッキングの話もいろいろございまして、先ほど岸本参事官から申し上げたとおりでございしますが、また、中村座長からも、あるいは吉羽さんなどからもございましたように、民間ベースでの協力関係というのをしっかりやっていただくということとあわせて、政府としても報告をいただいたところがございますので、きっちりと方針というのを今、検討しているところがございますので、またより明確な形で示していくということをごささせていただきます。

石川委員、川上委員から中国におけるアニメとかクールジャパン絡みの深刻な事態という話がございますので、これにつきましては、また、よくお話をいろいろな方から聞きながらやっていきたいと思っております。

人材についてももちろん進めてまいります。人材の話というのは知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会のほうでもやっているのですけれども、数の問題なのか、質の問題なのかというのはなかなか難しいところがあって、みんながみんな、同じようにIT人材にしてしまったりAI人材にしたらいいのか、知財人材にしたらいいのかということ、必ずしもやはりそうではなくて、もちろんベースのところは幅広くいろいろなリテラシーというのは大事なのですが、やはりとがった者がいっぱい出てきてほしい。

とがった人というのは、それぞれ違う分野でとがっているわけですから、その辺のうまい兼ね合いを日本のこれまでの教育システムというのは、どちらかというとみんなと同じことをやろうねという風潮が強いのですけれども、そのようなものは無理ですから、うまくとがった人を出していきながら、一方で、最低限のリテラシーみたいなこととうまく組み合わせながらやっていくというのが非常に大事なのだらうなと考えております。

また、PDCAについては宮島委員から御指摘のございましたとおり、いろいろな形で、こういう資料を見ても役所の資料というのは大抵ちゃんと何かやっています、やります、予算をつけましたという資料が多いのですけれども、実に心が通わないというか、成果はどうなったのだよと、ちゃんと前の人がやったことがその後、どうなったのだというところが欠けているというのは御指摘のとおりでございますので、これもサプライサイドにならず、受け手の側がどう思っているのか、どういう成果があったのか、この辺は丁寧にこの場でもまた議論させていただきたいなと思っております。

事務局からまとめて申し上げます。ありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございます。

他に何か皆さんから御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そろそろ意見交換を終えたいと思っておりますが、渡部座長、何かありますか。

○渡部座長 では、私のほうから。

時間が多少あるようなので、今、米中の問題とか幾つか国際的な知財の問題を御指摘される方がおられました。住田局長がこれは本当に知財の問題なのかというようなこ

とも言われたのですが、これは結果的には知財の問題にかなり影響を受けることになるのだろうということは言えると思います。

私の理解ですと、今、一番大きなインパクトがありそうなのは、やはりアメリカのディフェンスの問題なのです。一番顕在化したのが、8月に署名されたNDAAという法律があります。National Defense Authorization Actというのにトランプ大統領が署名しましたけれども、これとそれに関係する投資規制というものはかなり周到に時間をかけて検討されてきたものだとして理解していきまして、これの影響が今、非常にアメリカの組織に徐々に始まっています。域外規制的なことも必ず出てきますので、そういうような問題がどのように影響するか。

特に今、データは非常に注目されているトピックの一つですけれども、大なり小なり、デカップリングが起きざるを得ないような状況が想定されると思っていきまして、そういうことについて、どう捉えるか。先ほどの対中国の話で言えば、ある意味、チャンスだという御発言がありましたけれども、非常に複雑な状況になります。これをどこかの時点で、今、まだ過渡期の状態であって、恐らく来年になるといろいろ少しははっきりしてくるタイミングがあると思うので、どこのフレームワークで、どこのお座敷でやるかは別として、知財への影響ということはどこかで検討する必要はあるのではないかと思います。

ディフェンスの問題というのはなかなか難しく、そういうところが発生していますので、これはレジームなのです。だから、条約とかそういうものでもありませんので、クローズドでそういうことをやるというようなこともあり得るのではないかと思います。その辺についてはコメントさせていただきたいと思います。

○中村座長 どうもありがとうございました。

きょうは米中対立の中で、あるいはEUも強い姿勢を見せる中で、世界の中での日本の大きなスタンスをどうするのか、そして、これからの議論は知財計画2019に向けての作業ですけれども、2020や2025に向けての時間軸をどう捉えるのかといったところが今後の議論のポイントになるかと考えました。どうもありがとうございました。

きょうのこの議論を踏まえまして、次回以降はまた産業財産権分野とコンテンツ分野に分かれて会合を開催いたしまして議論を深めていきたいと思っています。具体的なテーマは渡部座長とも相談をした上で決定したいと思いますが、必要に応じてきょうのような分野合同会合も開催をしてみたいと思います。

また、価値デザイン社会の実現に資する実質的なオープンイノベーションの実施に関するタスクフォースも随時開催をしてみたいと思いますが、未定の日時等については追って事務局から連絡をしてもらいたいと思います。

最後、住田局長、何か閉められますか。

○住田局長 どうもありがとうございました。

また、このシーズンが始まりましたので、それぞれのテーマについていろいろな方から御意見を頂戴しながら、知的財産推進計画2019策定に向けて、さらには先ほどからごさい

ましたように、もう少し先も見ながらまとめていきたいと思いますので、御協力のほど、
よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○中村座長 では、これで閉会いたします。

ありがとうございました。